

令和 8 年 1 0 月 2 日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊真駒内駐屯地
第 3 2 5 会計隊長 渡邊 敬明

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得」、
「使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い（仕様書番号 G V - Z 0 0 1 0 1
6）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

（1）件名等

品 名	規 格	単位	数量
人員輸送車 2 号（4 × 4）ほか 9 件 別紙第 1「内訳書」のとおり			

※ 本入札は使用済車両の売払いを目的とし、解体及び破砕を要する。

（2）搬出場所

陸上自衛隊真駒内駐屯地

（3）代金納入時期

代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指
定された期日及び 場所に納付するものとする。

（4）搬出期限

代金納付の日から 5 日以内（令和 8 年 1 2 月 4 日までに搬出）

（5）履行期限

令和 8 年 1 2 月 4 日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得て
いる者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。

（2）予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

（3）令和 8 年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」 の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

（4）契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（5）別紙第 2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

（6）「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に示す 4 つの業種資格（引取業、フロン類 回収業、解体業及び破砕業）を有する者、又は引取業の資格を有し他の 3 業種を他業者に 再委託（旧「下請負」、以下「再委託」という。）させる場合は、契約担当官から承認を受 けた者であること。

（7）前号により再委託者として承認されていない者であること。

（8）過去の使用済車両売払い又は処分契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限 を超えて未提出の状態でない者であること。

（9）中小受託事業者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

（10）前各号によるほか、次項に示す事前提出書類による審査の合格者であること。

3 事前提出書類及び審査

（1）資格審査決定通知書（写）

（2）引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業資格を証明できる書類（写）

（3）引取業の資格を有し、他の 3 業種を他業者に再委託させる者は、引取業を証明できる書 類（写）、再委託させる者の 3 業種の資格を証明できる書類（写）及び再委託承認申請書 を提出すること。なお、「再委託承認申請書」には再委託者の連絡先及び担当者名を記載 し、契約担当官の承認を受けること

（4）その他、官側が必要とする書類があった場合は、依頼の書類を提出する。

4 再委託者の確認

- (1) 再委託承認申請の審査に当たっては、「再委託承認申請書」に再委託者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等が、当該承認申請書に記載された再委託者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。

確認期間は、令和8年10月15日 1700までとする。

- (2) 承認申請をする再委託者が入札参加者である場合、当該再委託を承認しない。

5 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊に掲示するほか、北部方面会計隊ホームページにも掲載する。

6 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時

令和8年10月20日（火）11時00分

- (2) 場 所

陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊入札室

7 落札決定方式

- (1) 総額（税抜）が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。
(2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

8 入札書の記載要領等

- (1) 入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。（消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）
(2) 品目ごとの金額の内訳を入札書に記載又は添付する。
(3) 代表者以外の代理人による入札は、入札時に委任状を提出する。なお、郵便による入札の場合も同様とする。

9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金

免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約締結の手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

- (2) 契約保証金

免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者（委託された者も含む）の氏名及び連絡先が判別し難い場合又は記載がない入札書
(4) 入札開始時刻に遅れた者及び本公告に示す期限を過ぎて到着した郵便による入札書
(5) 電話、電報及びFAXによる入札
(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

11 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき、標準契約書「不用物品売払契約条項」、別紙第3「談合等の不正行為に関する特約条項」、別紙第4「暴力団排除に関する特約条項」及び別紙第5「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、契約書を作成する。

12 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。

- (2) 現物確認

ア 現物確認を希望する者は、事前調整の上、令和8年10月5日（月）08時30分から同年10月15日（木）16時30分までの間（休日及び祝日を除く。）において確認すること。

イ 調整先

陸上自衛隊真駒内駐屯地 会計隊契約班（担当：桑原）

電 話 011-581-3191（内線3342）

13 履行後提出書類

- (1) 解体証明書
(2) 破砕証明書

提出期限：作業完了後 15 日以内とする。

14 違約金に関する事項

- (1) 本件車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 前項に示す履行後提出書類が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を徴収する。

15 その他

- (1) 売払い自動車等の識別ができるよう、自動車等番号及び車台番号を付記する。
- (2) 契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
- (3) 郵便等入札
 - ア 郵便等による入札参加を推奨する。
 - イ 郵便等入札の要領等
 - (ア) 送付先
〒005-0008 北海道札幌市南区真駒内17
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 契約班
 - (イ) 送付期限
令和8年10月19日(月) 17時00分(必着)
 - (ウ) 送付要領
入札書は、「人員輸送車2号(4×4)ほか9件」と朱書きされた封筒の中に入れて封印し書留郵便又はメール便にて送付する。
 - (エ) 到着の確認
郵送等により入札を行う者は、発送した後、会計隊契約班担当者に到着の確認を行うものとする。
- (4) 所有権移転の時期
第13項に示す提出書類等の提出が完了し、契約担当官が承認した時期とする。
- (5) 売払自動車等の引取等
 - ア 所有権移転後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
 - イ 売払自動車等の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
 - ウ 売払自動車等の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
 - エ 売払自動車等の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (6) 入札当日において駐屯地は、会計隊契約班事務室、入札会場及び厚生センター以外の立入は認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。
なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の30分前からとし、入札執行場所には入札開始時刻の15分前から入室できる。
- (7) 入札に関する問合わせ先
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊契約班(担当：桑原)
電話 011-581-3191(内線3342)
FAX 011-581-2569
- (8) 公告掲示場所
陸上自衛隊真駒内駐屯地
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)
- (9) 公告掲示期間
令和8年10月2日(金)～令和8年10月20日(火)
- (10) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所
陸上自衛隊真駒内駐屯地
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>)

内 訳 書

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	自動車等番号及び車台番号
1	人員輸送車 2 号 (4 × 4)	P D G - B G 6 4 D G	EA	1	BG64DG-800105
2	野外入浴セット 2 型	搭載部	EA	1	DHPFX115C-0003
3	野外入浴セット 2 型	トレーラ部	EA	1	DHPFX115C-0003
4	冷凍冷蔵車	KC-SK628HY	EA	1	SK628HY-530022
5	バケットローダ (装輪式)	65ZA	UN	1	65J2-0426
6	グレーダ	3GA	UN	1	3GA-00439
7	トラッククレーン	TR202	UN	1	TR202-0705
8	トラッククレーン	RK250-3	UN	1	EZ3-6237
9	油圧ショベル	EX200-2	UN	1	EX200-2-65612
1 0	油圧ショベル	SH200-5	UN	1	200A5-1979
1 1		以下余白			
1 2					
1 3					
1 4					
1 5					
1 6					
1 7					

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第 1 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 2 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合であつては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 3 の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第 1 条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第 2 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第 3 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を再委託者等（再委託者（再再委託以降の全ての再委託者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再委託者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託者等に関する契約解除)

第 4 条 乙は、契約後に再委託者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託者等との契約を解除し、又は再委託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託者等との契約を解除せず、若しくは再委託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第 5 条 甲は、第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第 1 条、第 2 条及び前条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第 6 条 乙は、自ら又は再委託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものと

する。

別紙第 5

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第 1 条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

車台番号	品目	型式	単位	数量	担当部隊
BG64DG-800105	人員輸送車 2 号（4×4）	P D G－B G 6 4 D G	EA	1	北部方面航空隊
DHPFX115C-0003	野外入浴セット 2 型	搭載部	EA	1	第 1 1 後方支援隊
DHPFX115C-0003	野外入浴セット 2 型	トレーラ部	EA	1	第 1 1 後方支援隊
SK628HY-530022	冷凍冷蔵庫	KC-SK628HY	EA	1	第 1 1 後方支援隊
65J2-0426	バケットローダ （装輪式）	65ZA	UN	1	第 1 1 施設隊
3 GA-00439	グレーダ	3GA	UN	1	第 1 1 施設隊
EZ3-6237	トラッククレーン	TR202	UN	1	第 1 1 施設隊
TR202-0705	トラッククレーン	RK250-3	UN	1	第 1 1 施設隊
200A5-1979	油圧ショベル	EX200-2	UN	1	第 1 1 施設隊
EX200-2-65612	油圧ショベル	SH200-5	UN	1	第 1 1 施設隊
		以下余白			

（契約金額の内訳）

第 2 条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、契約書本文に記載する契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第 3 条 第 1 条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

不 用 物 品 売 払 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付随する仕様書に定めるところにより、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付するとともに、契約書に定める搬出期限までに契約物品を搬出するものとする。

2 甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(再委託)

第4条 乙は、この契約の履行を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(代金の納付)

第5条 売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期限及び場所に納付するものとする。この際、乙は納付期限及び搬出予定日を甲に通知するものとする。

2 乙は納入告知による方法で代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書等を甲に通知するものとする。

3 乙は甲の口頭告知により代金を納付した場合は、直ちに代金納付を証明する領収書を甲に通知するものとする。ただし、収入官吏と契約担当官が同一者である場合はこの限りではない。

4 甲は乙からの代金納付を証明する領収書等を謄写して、代金納付確認書（別記様式）を作成し乙に交付するものとする。

5 乙が第一項の納付期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該代金に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める率の利息を付して延滞金を支払わなければならない。

(搬出)

第6条 売払物品の搬出は、代金納付後乙の負担において次の要領により行うものとする。

(1) 乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付確認書又は所属収入官吏の領収印のある領収証書を甲の指定した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

(2) 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会いの上確

認するものとする。

- (3) 契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められている場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定した検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。

- 2 甲は、乙が前項第1号の引渡期限又は第7条第2項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。

(引渡期限の延期)

第7条 乙は、引渡期限までに契約物品の引渡しを受けられないときは、その理由を明らかにして甲に対し引渡期限内に延期について承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(搬出期限の延期)

第8条 乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し、甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。

(無償の期限延期)

第9条 甲は、第7条第2項及び前条第2項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。

(有償の期限延期)

第10条 甲は、第7条第2項及び第8条第2項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間は有償とする。

- 2 前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの1日につき遅滞部分に対する代金の0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。

(所有権の移転)

第11条 売払物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。ただし、特約条項に定めがある場合は、特約条項に記載の時期とする。

- 2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、毀損等は、すべて乙の負担とする。

- 3 甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責は負わないものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が書面により契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙(代理人及び使用人を含む。)が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。
- (4) 乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込

みがないと認めたとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(6) 甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。

(甲の契約解除に伴う危険負担)

第13条 甲は、前条第1号から第4号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求するものとする。

2 前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第15条 甲は、第12条第1号から第5号までの事由により、契約の全部若しくは一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第16条 甲は、前条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

(乙の損害賠償債権)

第17条 乙は、第12条第6号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(信用等の調査)

第18条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合には、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所において帳簿書類、原価元帳等その他の物件を調査（会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。）することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第19条 甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは、乙から担保を提出させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条の規定を準用する。

2 担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第20条 乙（代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し、甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第21条 この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めとする。

2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
使用済自動車（被けん引車，二輪， 大型特殊等）の売払い	GV-Z001016	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車两部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.3

引取り

自動車リサイクル法に規定される使用済自動車の引取りを行う工程をいう。

1.2.4

解体・粉砕

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破砕（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

売払い車両

契約の相手方に対し、解体・破砕を前提に引き渡した車両をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に示す4つの業種の資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3つの業種を他の業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに“下請負承認申請書”を提出し、承認を受ける。
- b) 契約の相手方は、過去の売払い車両の解体・破砕及び売払いにおける解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の状態であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法に基づき、売払い車両の引取り、引渡し及び解体・破砕を実施するほか、必要な機材、作業車などは、契約の相手方が用意する。
- d) 売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、官側から売払い車両の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。
なお、売払い車両の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。
- b) 契約の相手方は、2.1 a)によって、他の業者に下請けさせる場合は、官側から引渡された売払い車両を解体・破砕のために他の業者に引渡してもよい。
- c) 契約の相手方は、売払い車両の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い車両に添付された自動車リサイクル券について、自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い車両について、外観から自衛隊車両と判別が可能な車両のキャビン、ボデーなどの各種外装部品及びフレームは、微細化、圧壊又は溶解して金属材料とする以外は、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 車両の解体・処分要領

車両の解体及び処分要領は、次による。

- a) 契約の相手方は、2.4で転売禁止とするもの以外の車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法令等に規定する基準に従い解体・破砕を実施する。
- b) 契約の相手方は、下請けさせた他の業者（以下、“下請負者”という。）及び解体自動車（廃車ガラ）の売却先を報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	下請負承認申請書 ^{b)}	各 1	^{a)}	入札開始前までに	都道府県知事の許可証 ^{c)} を添付
2	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図1による。
3	受領書			売払い車両の引渡し時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の図8による。
4	解体証明書 ^{d)}			作業完了後 1 5 日以	図2による。
5	破砕証明書 ^{d)}			内	図3による。
注 ^{a)} 調達要領指定書によって指定する。					
注 ^{b)} 契約の相手方がフロン回収及び解体・破砕の全てを行う場合は、除く。					
注 ^{c)} 契約の相手方は、下請負者が解体・破砕を行う場合は、当該引渡しの証明が可能な証書を添付する。					
注 ^{d)} 売払い車両ごとの解体・破砕の時期、場所及び監督・検査の時期を明記する。					

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い車両の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、申請手続きのための提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1の8.3による。

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（被けん引車、二輪、大型特殊等）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

- 1 解体作業場所
- 2 引取り日（搬出日）
- 3 解体作業内容
- 4 破碎作業内容

図1－細部実施要領書の様式

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 解体実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が解体を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図2－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 破碎実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称，車台番号及び数量（多数の場合は別紙で整理可能）
- 3 破碎実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2.4の転売禁止事項に係る転売はありません

※ 破碎実施会社名の欄は，下請負者（再下請負者以降の全ての下請負者を含む。）が破碎を行った場合は，当該下請負者名を記載し，契約の相手方から下請負者に引渡したことを証明する書類を添付（契約の相手方が直接下請負者に引渡していない場合は，経由した事業者全てについて，引渡しを証明する書類を添付）

図3－破碎証明書の様式

調達要領指定書	調達要求番号	要求番号第1号(北部方面航空隊)		
	調達要求年月日	令和7年12月2日		
	作成部隊	北部方面航空隊		
	作成年月日	令和7年12月2日		
品名	使用済自動車(被けん引車, 二輪, 大型特殊等)の売払い			
仕様書番号	GV-Z001016			
指定事項:				
1 品名・数量等				
連番	器名	規格	単位	数量
1	人員輸送車2号(4×4)	PDG-BG64DG		1
2		— 以下余白 —		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
2 引渡場所及び解体場所				
(1) 引渡場所は、「陸上自衛隊 真駒内駐屯地」とする。				
(2) 解体場所は、「契約の相手方が指定する場所」とする。				
(3) 解体自動車保管場所は「契約の相手方が指定する場所」とする				
(4) 解体場所及び各保管場所への使用済車両の移動については契約の相手方が実施するものとする。				
3 官側の立ち会い				
引渡時に係の点検立会を実施する。				
4 完了検査の要領				
解体証明書及び破砕(又は溶解)証明書の確認をもって完了とする。				
5 書類提出先等				
〒007-8503 北海道札幌市東区丘珠町161番地				
陸上自衛隊丘珠駐屯地 北部方面航空隊(担当:長尾)				
電話 011-781-8391(内線245)				

調達要領指定書	調達要求番号	11後支第1036号(第11後方支援隊)		
	調達要求年月日	令和8年8月19日		
	作成部隊	第11後方支援隊		
	作成年月日	令和8年8月19日		
品名	使用済自動車(被けん引車, 二輪, 大型特殊等)の売払い			
仕様書番号	GV-Z001016			
指定事項:				
1 品名・数量等				
連番	器名	規格	単位	数量
1	野外入浴セット2型	搭載部	EA	1
2	野外入浴セット2型	トレーラ部	EA	1
3	冷凍冷蔵庫	KC-SK628HY	EA	1
4		以下余白		
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
2 引渡場所及び解体場所				
(1) 引渡場所は、「陸上自衛隊 真駒内駐屯地」とする。				
(2) 解体場所は、「契約の相手方が指定する場所」とする。				
(3) 解体自動車保管場所は「契約の相手方が指定する場所」とする				
(4) 解体場所及び各保管場所への使用済車両の移動については契約の相手方が実施するものとする。				
3 官側の立ち会い				
引渡時に係の点検立会を実施する。				
4 完了検査の要領				
解体証明書及び破砕(又は溶解)証明書の確認をもって完了とする。				
5 書類提出先等				
〒005-8543 北海道札幌市真駒内17番				
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第11後方支援隊(担当: 小熊)				
電話 011-581-3191(内線2846)				

調達要領指定書	調達要求番号	1 1 施第 1 3 3 号 (第 1 1 施設隊)		
	調達要求年月日	令和8年4月6日		
	作成部隊	第 1 1 施設隊		
	作成年月日	令和8年4月6日		
品名	使用済自動車(被けん引車, 二輪, 大型特殊等)の売払い			
仕様書番号	GV-Z001016			
指定事項：				
1 品名・数量等				
連番	器名	規格	単位	数量
1	バケットローダ (装輪式)	6 5 Z A	UN	1
2	グレーダ	3 G A	UN	1
3	トラッククレーン	T R 2 0 2	UN	1
4	トラッククレーン	R K 2 5 0 - 3 (E Z 3 と同等)	UN	1
5	油圧ショベル	E X 2 0 0 - 2	UN	1
6	油圧ショベル	S H 2 0 0 - 5	UN	1
7		— 以下余白 —		
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
2 引渡場所及び解体場所				
(1) 引渡場所は、「陸上自衛隊 真駒内駐屯地」とする。				
(2) 解体場所は、「契約の相手方が指定する場所」とする。				
(3) 解体自動車保管場所は「契約の相手方が指定する場所」とする				
(4) 解体場所及び各保管場所への使用済車両の移動については契約の相手方が実施するものと				
3 官側の立ち会い				
引渡時に係の点検立会を実施する。				
4 完了検査の要領				
解体証明書及び破碎 (又は溶解) 証明書の確認をもって完了とする。				
5 書類提出先等				
〒005-8543 北海道札幌市真駒内17番				
陸上自衛隊真駒内駐屯地 第11施設隊 (担当：高橋)				
電話 011-581-3191 (内線3473)				